

国際引退移住における公的支援と自助・互助活動の新局面：在チェンマイ日本人引退移住者を事例として

西村, 菜穂子 / NISHIMURA, Nahoko

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

239

(発行年 / Year)

2022-09-15

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第551号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2022-09-15

(学位名 / Degree Name)

博士(公共政策学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025867>

博士学位論文
論文内容の要旨および審査結果の要旨

氏名 西村 菜穂子
学位の種類 博士（公共政策学）
学位記番号 第 804 号
学位授与の日付 2022 年 9 月 15 日
学位授与の要件 本学学位規則第 5 条第 1 項(1)該当者(甲)
論文審査委員 主査 教授 中筋 直哉
副査 教授 池田 寛二
副査 教授 田嶋 淳子

国際引退移住における公的支援と自助・互助活動の新局面
—在チェンマイ日本人引退移住者を事例として—

I. 論文内容の要旨

1. 本論文の目的と意義
2. 本論文の構成と内容

II. 審査結果の要旨

1. 審査経過
2. 評価
3. 試問による学識確認
4. 結論

I. 論文内容の要旨

1. 本論文の目的と意義

西村菜穂子氏は、2017年4月に法政大学大学院公共政策研究科博士後期課程に入学し、2022年2月に博士学位請求論文『国際引退移住における公的支援と自助・互助活動の新局面—在チェンマイ日本人引退移住者を事例として—』（以下、「本論文」と呼ぶ）を提出した。それを受けて設置された学位論文審査小委員会は、公共政策研究科学位授与基準に準拠しながら厳正かつ慎重に審査を進めてきた。

（本論文の目的）

本論文は日本人の国際引退移住（International Retirement Migration(以下、IRM)に関する社会学的な実証研究の成果である。IRMとは、引退を重要な契機とした国境を超える人口移動を意味する。それは、イギリス、アメリカなど欧米先進諸国において先行して始まった国際移住の新たな動きであったが、日本でも、1986年に通商産業省（当時）が提唱した「シルバー・コロンビア計画（以下、SC計画）」を嚆矢とし、その後、引退者の「余暇開発」を主眼とする「ロングステイ」の普及・啓発へと方向転換しながら、IRMはすでに40年近くにわたって継続され、国際引退移住者(以下、IRMs)の数も今なお増加傾向をたどっている。しかし、その間に、我が国の高齢化はますます進み、日本人IRMsの中でも、移住先において健康問題や医療費負担増による貧窮化、家族との死別、孤独・孤立などさまざまな新たな問題に直面する長期滞在者が増加しつつある。

本論文は、21世紀に入ってますます顕著になりつつある日本人IRMの新たな問題に、社会学的な実証研究の手法を駆使してアプローチし、3つのリサーチクエスチョン、すなわち、(1) IRMの歴史の変遷と現状（SC計画以降今日に至る間に日本のIRMはいかなる変容を経て今日どのような新たな局面に入っているのか?）、(2) 公的支援の新たな問題と限界（日本及び誘致国のIRMをめぐる公的支援制度や政策にどのような新たな問題が起こり、限界が顕わになりつつあるのか?）、(3) 当事者であるIRMsによる自発的問題解決の実態解明（公的支援では対処できない問題にIRMsは当事者としてどのように自発的に取り組みながら問題解決をはかろうとしているのか?）を明らかにするとともに、それらの結果を踏まえて、今後の日本と誘致国のIRM政策の方向性についても提言を試みることを目的とするものである。

（本論文の意義）

高齢化と国際移住との複合現象であるIRMは、世界で最も高齢化が進んでいる我が国

において、公共政策という観点、すなわち引退世代が二つの国の「制度」の間を移動するという観点からも、また、社会学的観点、すなわち、引退世代が二つの国の「社会」の間を移動するという観点からしても、極めて今日的で重要な研究課題である。だが、日本国内でも世界的に見ても、IRMの研究の蓄積は必ずしも多いとは言えない。その意味で、本論文には、大きな学術的意義を認めることができる。

しかも、本論文は、当事者である日本人 IRMs の社会に筆者自身が深くコミットしながら、IRMs の「生の声」から綿密に知見を導き出し、「厚い記述」に結実させた社会調査の成果であり、学術的な意義にとどまらず、IRMの当事者や関係者にも多くの示唆を投げかけることによって広く社会的な意義を認められる可能性も有している。

2. 本論文の構成と内容

本論文は以下の目次のとおり、全 10 章で構成されている。

第 1 章 序論

第 1 節 研究の背景

第 2 節 研究目的・研究方法

第 3 節 本論文の構成

第 2 章 調査対象地の概要

第 1 節 タイ王国の概要

第 2 節 チェンマイの概要

第 3 章 先行研究から考察する IRM

第 1 節 イギリス人の IRM

第 2 節 アメリカ人の IRM

第 3 節 日本人の IRM

第 4 章 法制度から考察する IRM の特徴

第 1 節 社会保障制度から考察する IRM

第 2 節 在留届から考察する IRM

第 3 節 住民基本台帳から考察する IRM

第 4 節 IRMs の課税対応と情報共有のための自助・互助活動

第 5 章 日本人による IRM の展開

第 1 節 日本人 IRMs の誕生

第 2 節 IRM 受け入れ国の誘致政策

第 3 節 タイの IRM 誘致政策

第 6 章 チェンマイ邦人社会への IRMs の参入

第 1 節 IRMs のチェンマイ集住化

第 2 節 在チェンマイ IRMs の階層分化

第 3 節 在チェンマイ IRMs が直面する新たな問題

第 7 章 在チェンマイ IRMs を取り巻く公的制度和自助活動

第 1 節 制度にアクセスするための自助活動

第 2 節 問題を克服するための自助活動

第 3 節 IRMs のジレンマ

第 8 章 在チェンマイ IRMs による互助活動の実践

第 1 節 在チェンマイ邦人親睦団体

第 2 節 IRMs 当事者団体の活動

第 3 節 互助活動の限界点

第 9 章 IRM における公的支援と自助・互助活動の新局面

第 1 節 IRMs をめぐる危機管理

第 2 節 自助の限界を乗り越えるために

第 3 節 帰国後の支援体制

第 10 章 結論

第 1 節 日本人の IRM はどのように変容しつつあるのか

第 2 節 新たな問題に対する日タイ政府の政策的・制度的対応と限界

第 3 節 新たな問題を克服するための自助・互助活動の組織化

第 4 節 政策提言と今後の課題

【注】

【参考文献】

【謝辞】

第 1 章では、「序論」として、本論文に結実した研究の背景、研究目的と研究方法、および論文全体の構成について述べられている。研究方法としては、SC 計画以後今日までの日本人 IRM と邦人社会の変容に関する資料分析、筆者自身が 18 年近くタイのチェンマイに長期滞在していた経験と人的交流を背景とする「能動的参与観察」、2018 年から 2021 年までの間に 5 回にわたって実施した現地でのインタビュー調査という主に 3 つの手法を採用したことを説明するとともに、事例研究の対象としてタイのチェンマイを取り上げた理由を論じている。

第2章では、事例としたタイという国とチェンマイという地域の特徴を明らかにし、そこに日本人 IRMs が集住するようになった背景と要因を考察している。

第3章では、IRM の先進事例であるイギリスとアメリカの IRM の歴史的展開を両国の先行研究をレビューしながら整理し、それを踏まえて、日本の IRM の特徴を検討している。

第4章では、日本人の IRM をとりまく法制度について、その複雑な実態を明らかにしている。IRM とは、引退を契機として二つの国の異なる制度の間を移動することにほかならないが、その過程において IRMs は、年金制度、医療保険制度、介護保険制度、在留届制度、課税制度などさまざまな制度をめぐって、移動と長期滞在に伴う実に複雑な手続きや対応を迫られる。ここでは、その実態が、両国の法制度の整理と対比に基づいて詳細に論じられている。

第5章では、日本人 IRMs がタイに進出した経緯を、タイの誘致政策を中心に考察している。

第6章では、当初企業駐在員経験者が多くを占めていたチェンマイの邦人社会に IRMs が新たに参入してきた経緯を明らかにし、その過程で、経済的に余裕がある IRMs と年金以外に特段の経済的な拠り所がないがゆえに必ずしも余裕があるとは言えない IRMs に階層分化が見られるようになったこと、また、特に後者においては、健康リスクの高まりによる医療費や介護費用の負担の増大、家族との死別などによる孤独・孤立問題など、IRMs が新たな問題に直面している実態が浮き彫りにされている。

第7章では、そのような新たな問題に、IRMs がどのように公的支援制度を活用して対処しようとして自己努力を重ねているか、公的支援ではカバーできない部分をいかに自己努力で対応しようとしているかを明らかにする中で、帰国が必ずしも問題解決には繋がらない、あるいは帰国しても家族や他人に迷惑をかけるだけという意識が強く働いて、IRMs が帰国を躊躇うジレンマ状況に陥っている実態を炙り出している。

第8章では、そのような自己努力の限界と帰国を躊躇うジレンマ状況に陥った IRMs 当事者たちが、いかにして互助活動によって問題解決をはかろうとしているのか、そのために日本人の団体や組織の間に、互助機能を新たに創出しようとする動きがいかに展開されつつあるのかが、調査結果に基づいてリアルに描出されている。

第9章では、自助も互助もリスクに対処するには限界があり、特に緊急性の高いリスクについては公的支援と臨機応変に結びつける必要があるという観点から、2020年から本格的に始まった新型コロナウイルス感染症対策に焦点を当てて、チェンマイの IRMs にどのような対応が見られたか、企業などの拠り所がない中で、ワクチン接種に関する情報の共有や周知、孤立した高齢者の医療アクセスへの誘導など、どのように公的支援を自助・互

助に繋げようとしたかを検証している。

第 10 章では、3つのリサーチクエスチョンに対して本論文を通じて明らかになった論点を整理するとともに、そこから、今後の日本の IRM 政策に対する提言を導出し、最後に本論文の到達点からさらに発展させるべき研究課題を明らかにして結ばれている。

II. 審査結果の要旨

1. 審査経過

本論文の審査小委員は、書面による審査と電子メールによる意見交換を経て、2022年5月11日に1回目の対面形式の審査小委員会を実施し、全体として前向きに審査を進めるという方針で一致したうえで、論述の構成や形式的な不備など審査期間中にさらに改善すべき問題点が少なからずあることを確認し、指導教員である副査を通じて西村氏にそれに応じた修正と改善を指示した。その後、6月15日に、西村氏自身を交えて第2回の対面形式の審査小委員会を開催し、改善の経過と結果に関する西村氏の説明を踏まえてさらに審査を進め、7月9日の公開審査会とその後の対面による第3回審査小委員会を経て、本論文が博士の学位を授与するに相応しい水準に達しているとの審査結果を得るに至った。

2. 評価

本論文の高く評価すべき点は以下の3点にまとめることができる。

第一に、社会学的実証研究に不可欠であるインテンシブな質的調査に基づく「厚い記述」に成功していて、チェンマイの IRMs の生活実態を、頗るリアルに伝えている点は高く評価できる。それは、長年にわたる西村氏自身のチェンマイでの滞在経験とそこで蓄積された人的交流の成果に裏打ちされたものであり、その意味で、オリジナリティが顕著に認められる研究成果でもある。日本人 IRMs の優れたモノグラフとして再構成して社会に発信することも大いに期待できる。

第二に、先行研究が必ずしも十分に蓄積されているとは言えない日本人 IRM の実証研究の成果として高い学術的価値が認められることも評価できる。また、学術的価値にとどまらず、今後の日本と世界の IRM の動向に関心を持つ多くの当事者や関係者にも幅広く示唆を投げかけることができる研究成果として、社会的な意義も認められる。

第三に、二つの国の異なる制度を越境する IRMs が、さまざまなリスクを極力回避し、長期滞在生活を安定的に維持するために、どれほど複雑な制度や手続きに対応しなければならないか、また、そのためにどのような工夫を凝らして的確な情報を入手し、他の IRMs と情報共有しているかなど、当事者にしか語り得ない奥深い事実を発見し、そこから制度

を越境することに起因する政策と個人の行動に関する数々の貴重な示唆を浮き彫りにしたことは、国際的な公共政策研究においても高く評価されるべきであろう。

以上のように、本論文は博士論文として評価するに足る水準に達しているが、それを前提としながらもなお克服すべき課題が残されていることは指摘しなければならない。それは、本論文における理論枠組みの脆弱性である。いかなる実証研究においても、発見した事実を解釈し意味づけるための理論枠組みの精緻化が不可欠である。

西村氏は本論文の成果を今後の研究の「座標軸」にしたいと「結論」の最後で述べているが、本論文を今後の IRM 研究を発展させるための「座標軸」とするには、理論的な枠組みが弱く、そこを補強する余地が多分に残されている。特に、IRMs が陥るジレンマ状況に関する自己責任論を「責任の公共的語り」という文脈から理論的に洞察しようとする試みが、制度の越境に焦点を絞り込み過ぎた結果、後景に退いてしまった点はいささか残念であった。また、在チェンマイ IRMs の自助・互助活動の創発の経緯を事実としては克明に明らかにしながらも、その根底にある「在チェンマイ IRMs にとってコミュニティとは何か」という根源的な問いに理論的な応答を試みなかったことも、難点として指摘しなければならない。これらはいずれも、制度の越境という公共政策の観点に重点を置くあまり、それをとりまく社会の間の越境という社会学的視点に立った洞察が欠落してしまった結果と考えられるが、今後はその点を自覚的に補強して欲しい。

3. 試問による学識確認

2022年7月9日に、本審査小委員会の主査、副査の臨席のもとで、本論文を中心とする西村菜穂子氏の研究成果について公開審査会を開催し、口頭試問を行なった。これを踏まえて、本審査小委員会は、西村菜穂子氏の学識と研究能力が博士の学位に相応しいものであることを確認した。

4. 結論

以上述べたように、西村菜穂子氏の学位請求論文は、厚みのある実証的な事例研究に裏打ちされた独創的な研究成果として学術的貢献が顕著に認められるものであり、博士号の授与に十分に値するものと考えられる。

したがって、本論文審査小委員会は、委員全員の一致した意見として、西村菜穂子氏に博士（公共政策学）の学位が授与されるべきであるとの結論に達した。